

# 令和元年度 第1回栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会

令和元年 7月23日(火)

10:00~

庁舎2階第1会議室

## 1. 開 会

## 2. 市民憲章、栗東市男女共同参画都市宣言唱和

## 3. あいさつ

## 4. 委員の委嘱について

自己紹介

## 5. 会長及び副会長の互選について

## 6. 協議事項

① 会議の公開について

② 栗東市における男女共同参画に関する取組みについて

・・・・資料 まちづくり女と男の共同参画プラン（第5版）概要版

③ 令和元年度「まちづくり女と男の共同参画プラン（第5版）」における各課の目標と

具体的な取組みについて・・・・・・・・・・資料1

④ プラン（第6版）策定について

・・・・資料2 スケジュール

・・・・資料3 事業所アンケート

・・・・資料4 市民アンケート

・・・・【参考】 前回アンケート

## 7. そ の 他

## 8. 閉 会

## 市 民 憲 章

わたくしたちは、緑と文化のまち栗東市の住民であることに喜びと誇りをもって、この憲章を定め、あすへの繁栄と幸福を願い、進んでこれを守ります。

1. 自然を愛し、きれいなまちをつくりましょう。
1. 教養を高め、豊かな文化の創造につとめましょう。
1. 若い力を伸ばし、すこやかな青少年を育てましょう。
1. 心とからだを鍛え、幸せな家庭をつくりましょう。
1. 隣人互いに助け合い、住みよいまちをきずきましょう。

昭和 52 年 1 月 1 日制定・平成 13 年 10 月 1 日市制施行に伴い改正

## 栗東市男女共同参画都市宣言

わたしたちは、  
互いに認めあい、支えあい、自分らしく、  
いきいきと生きることができる栗東市民であるために、  
ここに「男女共同参画都市」を宣言します。

1. 性別による役割分担意識や制度、慣習にとらわれないまちをつくります。
1. 家庭、地域、学校、職場等で、ともに参画し、責任を分かちあうまちをつくります。
1. 男女平等の理念に基づいて、子どもを育てるまちをつくります。
1. 国際社会の一員として、ともに地球環境を守るまちをつくります。

2002年3月22日制定

## 栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会委員名簿

第16期（令和元年7月23日～令和3年3月31日）  
(敬称略、順不同)

委 員 氏 名	所 属 团 体 等
勝 身 真理子	滋賀県理事員 滋賀県立大学男女共同参画アドバイザー
今 西 順 子	有識者
深 田 雅 治	栗東企業懇話会
桑 田 悅 子	栗東市女性団体連絡協議会
清 水 美由希	栗東市商工会
宮 嶋 清 七	栗東市自治連合会
杉 田 聰 司	栗東市農業組合長連絡協議会
長谷川 すみ子	栗東市民生委員児童委員協議会連合会
林 惠 子	栗東市健康推進員連絡協議会
奥 村 よし子	栗東市社会教育委員の会
守 里 明 義	栗東市立小中学校校長会
森 野 公美子	きらめき Ritto 実行委員会
藤田 アニロー	公募市民

○栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会設置規則

昭和59年3月26日

規則第16号

(設置)

第1条 男女共同参画社会の形成に関する諸問題について検討、協議し、総合的施策の樹立とその効果的な推進に資するため、栗東市男女共同参画社会づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所管事務)

第2条 協議会は、次の事項について、協議する。

- (1) 男女共同参画社会の形成に関する行政施策の推進に関すること。
- (2) 男女共同参画社会の形成に関する課題とそれを解決するための方策に関する調査、研究に関すること。
- (3) その他男女共同参画社会の形成に関し、必要と認められる事項に関すること。

(構成)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員17人以内をもって組織する。

- 2 会長は、委員の互選による。
- 3 副会長は、会長が指名する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
  - (1) 有識者
  - (2) 企業代表
  - (3) 関係団体代表
  - (4) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 協議会の運営を円滑に図るため、必要に応じて、関係機関担当職員の出席を求めることができる。

(庶務)

第6条 協議会の庶務は、市民政策部自治振興課に置く。

(雑則)

第7条 この規則に定めるもののほか、協議会の開催及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則（昭和59年5月15日規則第24号）

（以下 略）